3　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

4　申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者により議決権の三分の一以上を保有される者、申請者の議決権を三分の一以上保有する者及び申請者の議決権を三分の一以上保有する者により議決権の三分の一以上を保有される者（申請者を除く。）（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。この場合において、一の者により議決権の三分の一以上を保有される者が議決権の三分の一以上を保有する者は当該一の者により議決権の三分の一以上を保有される者と、一の者の議決権を三分の一以上保有する者の議決権を三分の一以上保有する者は当該一の者の議決権を三分の一以上保有する者と順次みなす。

別表第三　開設計画の認定の審査基準

一　負担可能額（当該負担可能額に十億円未満の端数があるときはこれを切り捨て、かつ、二千百億円を超える額があるときはその超える額を控除した額とする。）がより大きいこと。

二　認定日から七年を経過した日の属する年度の末日の、全国の三・九世代移動通信システムの基地局の人口カバー率（一の市町村における全ての市町村事務所等において三・九世代移動通信システムの基地局（屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる場合に、当該一の市町村を当該通信が可能な市町村とみなし、当該通信が可能な市町村の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。）を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

三　次に掲げる基準への適合の度合いが高いこと。

1　終了促進措置に関する事項

第五項に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実していること。

2　電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与

㈠　本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者等多数の者に対する、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

㈡　㈠のほか申請者に割り当てている周波数帯の有無及び差違並びに申請者に割り当てている周波数の幅に対する当該周波数を利用する電気通信事業に係る契約数の程度を勘案して、特定基地局を開設して電気通信事業を行うことが、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営により寄与すること。

○総務省告示第五百十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同項を実施するため、平成二十三年総務省告示第五百十三号（三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　周波数

九四五MHzを超え九六〇MHz以下

二　申請期間

平成二十三年十二月十四日（水）八時三十分から平成二十四年一月二十七日（金）十七時十五分までの間

三　申請の提出先

総務大臣又は任意の総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長

四　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

五　申請要領

開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。

○総務省告示第五百十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条の二第二項の規定に基づき、特定公示局を次のとおり告示する。

なお、平成十六年総務省告示第六百二十二号（特定公示局を定める件）は、廃止する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

電波法第七十一条の二第二項の特定公示局は、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局とする。

○総務省告示第五百十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項第三号を次のように改める。

3　九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

㈠　占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六MHz以上九二〇・四MHz以下の周波数であって、九一六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数であって、九二〇・六MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワットを超え〇・〇二ワット以下	

㈡　占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの

周波数	空中線電力	備考
中心周波数が九一六・一MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であって、九一六・一MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワット以下	単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式
中心周波数が九二〇・七MHz以上九二七・九MHz以下の周波数であって、九二〇・七MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの	〇・〇〇一ワットを超え〇・〇二ワット以下	